

第6期嬉野市農業委員会
第11回定例総会議事録

令和4年 6月2日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第11回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	五町田立割 外15筆	R4.6.2	決定
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定(中間管理機構)		
	塩1~19	谷所 三本杉 外29筆 賃借権・使用貸借権	R4.6.2	承認
	嬉1~3	岩屋川内 井手口 外10筆 賃借権・使用貸借権	R4.6.2	承認
	市1~6	五町田立割 外11筆 賃借権	R4.6.2	承認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	大草野 蓮田 外2筆 贈与	R4.6.2	許可
	2	真崎 三本松 外4筆 贈与	R4.6.2	許可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	吉田 中峰 外4筆 植林	R4.6.2	許可
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	久間 藤原 駐車場及び庭	R4.6.2	許可
	2	下宿 二本杉 一般住宅	R4.6.2	許可
	3	下宿 八反角 外2筆 一般住宅	R4.6.2	許可
	4	下宿 外2筆 一般住宅	R4.6.2	許可
	5	岩屋川内 田ノ頭 駐車場	R4.6.2	許可
	6	下野 一本杉 太陽光発電設備設置	R4.6.2	許可
	7	吉田 寺田 農家住宅	R4.6.2	許可
議案第5号		農業者年金加入推進部長の選出について		

第6期嬉野市農業委員会 第11回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4年 6月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 6月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 6月2日 午後2時47分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
会長	石橋 勇市	○	議長	7	宮崎 政則	○	
1	松元 正行	○	議事録署名	8	梶原 文雄	×	
2	西田 昭義	×		9	永尾 文治	○	
3	山口智佐代	○	議事録署名	10	團 達美	○	
4	峰 正己	○		11	坂本 健二	○	憲章朗読
5	中島文二郎	○		12			
6	前田 安一	○	事前審査班長				

(事務局)

氏名	出欠	備考	氏名	出欠	備考
井上 章	○	局長	持田 晋作	×	主査
永田 良子	○	主査			

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

7 議案

議案第1号	農用地利用集積計画の解約について	1	1件
議案第2号	農用地利用集積計画の決定について		別添
議案第3号	農地法第3条の規定による申請の許可について		2件
議案第4号	農地法第4条の規定による申請の承認について		1件
議案第5号	農地法第5条の規定による申請の承認について		7件
議案第6号	農業者年金加入推進部長の選出について		別紙

8 その他

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から19番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分 整理番号1番から19番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表4ページ、利用権設定 嬉野町の分です。お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から3番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から3番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から3番についてです。

貸し手人は 上岩屋の ○○ ○○ 様 外2名様、

借り手人は 上岩屋の ○○ ○○ 様 外2名様です。

所在地は、大字岩屋川内 井手口 ○○○○番 外10筆、

地目は田と畑、田の面積が5,639㎡、

畑の面積が1,828㎡、田畑合計で7,467㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は5年から10年で新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から3番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について を議題と
します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書4ページ、整理番号1番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 南上の ○○ ○○ 様

譲受人は 南上の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字大草野 ^{はすだ}蓮田 ○○○○番、 外2筆 地目はすべて田、

面積は1, 584㎡

譲渡理由は労力不足のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

なお補足としまして、申請の3筆は、平成24年6月1日から令和4年5月31
日まで、両方で賃借権の設定をされておりました。

図面は5ページと6ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番
については、原案のとおり許可することに決定しました。

.....

事務局

整理番号2番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 大牟田の ○○ ○○ 様

譲受人は 大牟田の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番、外4筆 地目は田畑、
田が5, 928㎡ 畑が249㎡ 田畑合計で4, 349㎡ です。

譲渡理由は生前一括贈与のためです。

図面は7ページと8ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

委員

親子関係やろ

事務局

そうです。

委員

生前の一括贈与と言うことですが、昔は年金のための贈与と言うことだったん
ですけども、これはその他になにか理由があるのかと、国税の生前の一括贈与
の特例があると思いますので、それを利用されているのかどうか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 下宿の ○○ ○○ 様、

借受人は 武雄市武雄町 ○○ ○○ 様 です。

所在地は、大字下宿 二本杉 ○○○○番 、地目は畑、

面積は392㎡です。

農地区分は第3種農地（第1種住居地域）、用途目的は一般住宅です。

事由は、現在武雄市に居住していますが、今回両親宅の隣接地（申請地）に新居を建設したく、住宅用地として転用したい とうことです。

東は道路・宅地、西は畑・里道、南は畑・宅地、北は道路 です。

この契約は親子間の使用貸借です。

図面は16ページから17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長

團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

事務局から説明があったとおりですね、ここに息子さんが家を建てたいということで、隣ですので、いいと思いますけど、道路の所から引くということですので、建てられるということです。下水道、排水も別に問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議 長

前田委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

團委員が申された通り、下水道も整備されておりました。場所は、嬉野警察署の前、○○○○さん宅の前らへんでした。場所的には一等地でそのままの状態而建てると言われました。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....
議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。
譲渡人は 下宿の ○○ ○○ ・○○ ○○ 様、
譲受人は 三坂の ○○ ○○ 様 です。
所在地は、大字 下宿 八反角 ○○○○番 外2筆、地目は田・畑・原野
(現況畑)、面積は合計で 459 m²です。
農地区分は第3種農地(近隣商業地域)、用途目的は一般住宅です。
事由は、昨年の豪雨による土砂災害で立退き移転となり、現在はアパートに借
住まいとなっております。申請地に住宅を新築するため転用したい とうこと
です。
東は宅地、西は道路・宅地、南は宅地、北は道路 です。
売買価格は、反当り 15,141,612 円 全体で 6,950,000 円です。
図面は18から19ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

山口 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
元々不動山の舟地区に住まわれていた方です。今、事務局の方から説明があ
ったとおり、昨年の豪雨の方で被害にあわれたかたでした。家を探されていた時
にたまたま○○さんと兄弟関係になられる方ですけど、話があったために、そっち
の方で住宅を建てるということで、決められたそうです。排水関係しっかりして
て別に問題は無いと思いました。よろしくをお願いします。

議 長
地域担当

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
別に何もありません。

議 長
班 長

前田 委員、班長としての報告をお願いします。
山口委員さんが言われた通りですね、不動山の舟地区から水害でこちらに来
られたということで、別に排水関係も異常なかったということで、御審議のほど
よろしくをお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....
議 長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
議案書13ページ、整理番号4番です。

譲渡人は 井手川内の ○○ ○○ 様、
譲受人は 武雄市武雄町の ○○ ○○ 様 ・○○ ○○ 様
所在地は、大字下宿 ○○○○番 外1筆 地目はすべて畑、
面積は、全体で 231 m²です。
農地区分は第3種農地（第一種中高層住居専用地域）、用途目的は一般住宅で
す。
事由は、現在アパートに住んでおり新築に際して土地を探していたところ、親
族の所有する当該地が条件も良く適地であったため、住宅用地として転用した
い ということです。
東は宅地・道路、西は畑・宅地、南は道路、北は宅地 です。
売買価格は、反当り 31,588,745 円 全体で 7,297,000 円です。
図面は20ページから21ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

山口 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
排水関係も問題なく、一等地の場所です。問題ないと思います。どうかよろし
くをお願いします。

議 長
地域担当

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
農地が一部残りますけども、農地は、譲渡人の農地でございますので、全然問
題ないと思います。譲渡人は○○さんのおじいちゃんになられます。他は全く問
題ないと思います。

議 長
班 長

前田 委員、班長としての報告をお願いします。
福田病院の先の一等地の場所でありました。隣との隣接と言うことで、2mほ
どあかして家を建てると言うことで問題ないと思います。御審議のほどよろしく
お願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
整理番号5番です。
譲渡人は 埼玉県越谷市の ○○ ○○ 様
譲受人は 下岩屋1区の ○○ ○○ 様です
所在地は、大字岩屋川内 田ノ頭 ○○○○番 地目は田、

面積は 156 m² です。

農地区分は第1種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、令和3年5月に農地法第5条許可を受け〇〇〇〇に住宅を建設しました。申請地は、農振除外の申請にて許可を得たので、駐車場として利用するため転用したい ということです。

東は道路、西は宅地、南は宅地・田、北は宅地 です。

売買価格は、反当たり 3,019,231 円、全体で 471,000 円です。

図面は22ページから23ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

永尾 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

申請地から30センチの高さですので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長
班 長

前田 委員、班長としての報告をお願いします。

永尾委員さんが言われた通り、問題ないと思います。前の道があるんですけどね、繋がつたらんということで、ここからと言うことでありました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事 務 局

次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

整理番号6番です。

譲渡人は 福岡県小郡市の 〇〇 〇〇 様

譲受人は 鹿島市の 〇〇 〇〇 様です

所在地は、大字下野 一本杉 〇〇〇〇番 地目は田、

面積は 420 m²。

農地区分は第2種農地、用途目的は、太陽光発電設備設置 です。

事由は、申請地は現在休耕地である。土地の有効利用のため、太陽光発電設備として転用したい ということです。

東は田、西は宅地、南は道路、北は宅地・田 です。

売買価格は、反当たり 200,000 円、全体で 84,000 円です。

図面は24ページから25ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

〇〇〇〇さんて実家はこっちにありましたけど、そこも潰れてしまっているようです。上下2枚の水田と聞きましたけど、奥の方に〇〇〇〇さんが耕作されていまして、そこを通らないと奥のほうに行かれないと言うことで、この前、〇〇さんと、私と〇〇〇〇さんおんさったし、〇〇〇〇やと思いますけど、太陽光をされる方ですね、4人で語って奥の方に通る道をお願いしますと言うことで、電信柱のあったですもんね、その下を通ってくるようにしますと言うことで、今、電信柱のあつでしよ、そことこっちの支柱と斜め立つとでしよそこの中間であると言うことで〇〇さんもそれでいいと言うことで、納得されたようです。そう言った承諾を受けておりますので、〇〇さんが通るように道路を造る言うことですね、言っておられましたので、太陽光としては大丈夫と思います。よろしくをお願いします。

議 長
班 長

前田 委員、班長としての報告をお願いします。

さっき、團委員が言われた通りです。奥の田んぼに入る道を造ってくださいと言うことと、溝がそこにありましたので、これをどうするんですかと聞いたら、何もひねらんと言うことで、そのまま現況のまま太陽光を付けると言うことです。以上です、審議のほどよろしくお願いします。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

ここは問題のあつごたんね。太陽光はよかばつてんが、もういっちょこっち側に、公衆道路で書いちゃろがそこまで〇〇さんの土地なんですよ。そこんたいちよつとね。解決してやらんぎ、後で問題になよ。て思うばつてん。

地域担当・班長

権利は、〇〇さんのものになつとるけんね。買うとつさつけん。

道路が〇〇〇〇さんの土地になつとる言うことで、自分もちょっと、多分、区長さんたちと話し合われると解決せんと思います。

委 員

〇〇〇〇も買うとんさつてですか。

地域担当・班長

〇〇さんが全部買うとんさです。

委 員

太陽光の配置は

事務局

66枚ぐらいです。ここは、余剰売電です。

委 員

〇〇〇〇です公衆用道路これを〇〇さんが買われると、いうことであればですよこの道路は、住宅に行ったり、農地に行ったり地域の方が、通っておられる道路だと思いますけど、ここを個人で取得されるとなりますと、当然通させては言いいんされんてと思いますが、修繕賃とかですよ、有料にすると言うこともありゆるとでしよ。

地域担当・班長

そいわですね、〇〇さんの説明ではですね、市に言うても市は買いきらんて言うたらしかですもんね。それで、奥の方に10件ぐらいあるかな、その人たちが、ここを通らせんて言うぎにやですね、生活的に困ると思いますけど、そこまではせんて〇〇さんは言いいんさつたとですよ。区長さんと話はしよ

んさっていうはなしですよ。

委員
委員
委員

ここは、市道ですか。

里道です。

〇〇さんのほうに権利はあつですよ。公衆用道路でも個人名義であればですね。ここを通うせんばいて言われる可能性はあるたいね。今は、よかて言いながらも最終的には、何か問題のあった時の通らせんよて、公衆道路でもそこは早くどうかせんばいかんとじゃなか。

議長

他にありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号 6 番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 整理番号 6 番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号 7 番です。

譲渡人は 福岡県春日市の 〇〇 〇〇 様

譲受人は 両岩の 〇〇 〇〇 様です

所在地は、大字吉田 寺田 〇〇〇〇番 地目は田、

面積は 1,381 m²。

農地区分は第 1 種農地、用途目的は、農家住宅 です。

事由は、宅地が老朽化し、現在地に改築を検討していたが、急傾斜地及び土石流の特別警戒区域に該当し、杵藤土木事務所から現在地での改築の許可は厳しいと指摘された。危険性が少ない申請地に住宅及び農業用機械倉庫等を築造し移転したい ということです。

東は水路・田、西は水路・宅地、南は田、北は水路 です。

売買価格は、反当たり 506,879 円、全体で 700,000 円です。

図面は 2 6 ページから 2 7 ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議長

峰 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

今、事務局から言われたとおりですね、今のところは、裏ががけでレッドゾーンに入れん、同じ部落のなかでですね、探しておられたところが、こういう広い土地ですね。農業もたくさんしておられてますので、農業倉庫とかいられるので宜しくをお願いします。

議長

前田 委員、班長としての報告をお願いします。

